

## ○わたしの提案実施要綱

平成26年11月4日

26政区発第10320号

改正 平成28年2月16日27政区発第10620号

平成30年2月19日29企広発第11109号

令和2年8月25日2企広発第10441号

令和4年7月27日4企広発第10448号

### (目的)

第1条 この要綱は、区民が発案した区政に対する提案（以下「提案」という。）を受け付ける制度（以下「わたしの提案」という。）を設けることにより、区政運営の改善を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

### (提案者)

第2条 提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、次のいずれかの要件を備えていなくてはならない。

- (1) 区の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区の区域内に存する学校に在学する者

2 前項の規定にかかわらず、大田区議会議員又は大田区職員は、この要綱に基づく提案をすることはできない。

### (提案の内容)

第3条 提案は、区民の創意工夫に基づく建設的な内容で、具体的妥当性を有するものとし、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 区民の福祉が増大すること。
- (2) 行政のサービス水準が向上すること。
- (3) 公益上有効であること。

### (提案の方法等)

第4条 提案者は、氏名、住所及び連絡先（電話番号、メールアドレス等直接提案者本人に連絡可能なものに限る。）（以下「氏名等」という。）を明記し、次の各号のいずれかの方法により、区長に対して提案するものとする。

- (1) わたしの提案用紙（別記第1号様式。以下「提案用紙」という。）により、企画経営部広聴広報課（以下「事務局」という。）へ郵送し、又は持参する方法
- (2) 区のホームページの専用入力フォームから、インターネットを経由して送信する方法

### (適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、わたしの提案として不受理とする。

- (1) 誹謗中傷又は公序良俗に反する内容を含むもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治、宗教又は思想に関する内容を含むもの
- (4) 調査、アンケート又はこれに類するもの
- (5) 同一人から同一趣旨を繰り返す内容のもの
- (6) 内容又は意図が不明確なもの
- (7) 匿名によるもの
- (8) 意見、要望又は問合せに関する内容のもの
- (9) その他区長が不相当と判断したもの

### (提案の受理)

第6条 提案が第4条第1項の規定により提出され、前条各号に該当しないと認めるときは、当該提

案をわたしの提案として受理する。

2 事務局は、前項の規定のほか、必要に応じて関係部局の意見を聴取し、又は提案者に照会することができる。

3 事務局は、第1項の規定により受理した案件については、提案者への個別回答は行わない。

(提案の審査)

第7条 事務局は、前条第1項の規定により受理した提案について、第3条各号の内容並びに前条第2項の意見聴取等を踏まえて総合的に審査する。

(提案の送付)

第8条 事務局は、前条の審査により提案として取り扱わない場合を除き、提案用紙の写し及びわたしの提案について(照会)(別記第2号様式。以下「照会書」という。)をもって、関係部局に提案の調査検討を依頼する。

2 事務局は、前条の審査により提案として取り扱わない場合は、提案用紙の写し及び照会書を関係部局に参考送付するとともに、区長へ供覧する。

(提案の調査検討)

第9条 関係部局は、前条第1項の規定により依頼された場合は、提案について調査検討する。

2 関係部局は、前項の調査検討の結果を、わたしの提案について調査検討結果(報告)(別記第3号様式)により事務局に報告する。

3 事務局は、前項の規定により報告を受けた内容について、企画経営部長の決定後、区長へ供覧する。

(公表)

第10条 区長は、第6条第1項の規定により受理した提案について、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 提案内容の要旨
- (2) 当該提案に対する調査検討結果の要旨
- (3) その他区長が適当と認める事項

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 区のホームページへの掲載
- (2) 区政情報コーナーでの閲覧
- (3) その他区長が適当と認める方法

3 公表に当たっては、提案者の氏名等その他の個人等を特定できる記述を除くものとする。

(わたしの提案に関する権利)

第11条 わたしの提案に関する全ての権利は、区に帰属する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、わたしの提案の実施に必要な事項は企画経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正前のわたしの提案実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。



第 号  
年 月 日

様

広聴広報課長

わたしの提案について(照会)

下記の提案については、貴課(所)の事項と思われますので、

- 1 調査検討のうえ、ご報告ください。【報告期限： 年 月 日】
- 2 参考送付いたします。

記

提案の題名	受理番号	年 月 日受理	第 号
氏 名			
住 所			
提案の内容	別紙のとおり	添付資料 あり・なし	
送付先		送付年月日	送付先は左記のとおりです。

提案について 年 月 日までに、貴課の所見をお願いします。

第3号様式(第9条関係)

(宛先)  
広聴広報課長

第 号  
年 月 日

わたしの提案について 調査検討結果(報告)

第 号( 年 月 日受理 第 号)による提案について、下記のとおりに報告します。

記

氏 名	
住 所	
提案の題名	
<調査検討の内容>	
担 当	部 課 係 担当者名 電話番号(内線)
備 考	